

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

芝山町(以下「甲」という。)と株式会社 川久(以下「乙」という。)は、芝山町域に地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、相互に協力して被災者及び避難者の救援活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、燃料等供給要請書(第1号様式)により、乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

(協力)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(供給及び運搬)

第3条 石油類燃料の供給及び運搬は、原則として、乙又は乙の指定する者(以下「乙等」とする。)が行うものとする。

2 甲は、乙等が石油類燃料の運搬をするために使用する車両について、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項の規定による緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

(引渡し)

第4条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として甲が指定するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を燃料等供給完了報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用については、甲が負担するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第7条 前条の規定による対価及び費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、対価及び費用の支払いに予算上

の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施について必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年9月11日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月11日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県山武市蓮沼口1855番地
株式会社 川久
代表取締役社長 川嶋 義夫